第3次成田市環境基本計画中間見直し業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は第3次成田市環境基本計画中間見直し業務委託(以下「業務」という。) を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、業務の受注者(以下 「業者」という。)を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

- 第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公平に行うため,選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置き,次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 企画提案書提出書類等の評価・審査及び業者の決定
 - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は,環境部長,環境計画課長,環境対策課長,クリーン推進課長,環境衛生課長, 環境計画課長補佐の合計6名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は環境部長、副委員長は環境計画課長をもって これに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(企画提案書提出者の参加資格等)

- 第3条 企画提案書提出者(以下「提出者」という。)は、別に定める「第3次成田市環境基本計画中間見直し業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」(以下「募集要項」という。) に記載する参加要件を満たす者とする。
- 2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、募集要項に基づく参加申請書等を提出することで、参加表明手続きを行わなければならない。

(審査方法及び評価基準)

- 第4条 委員会は、参加申請書等が提出された時は、第一次審査及び第二次審査を行う。
 - (1) 第一次審査は書類審査とし、提出された参加申請書等を基に、委員会が参加資格要件等の審査を行う。提案者が4者以上のときは、評価得点の高い者から順に第二次審査に進出する3者を選定する。ただし、提案者が3者以下のときは、全提案者を第二次審査に進出させることとする。
 - (2) 第二次審査は、企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は企画提案内容等により、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して順位を決定する。
 - ア プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は50分以内とし、概ね35分程度の 企画提案と15分程度の質疑時間を設けるものとする。
 - イ 委員会はプレゼンテーション及び質疑応答等により、評価基準に基づき評価を行い、 第一次審査と第二次審査の評価得点を合計し、高い者から順に評価順位を決定する。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

- 第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を 確定する。
- 2 提案者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として募集要項にて提出書類と定めた業務実績に記載された同種・類似業務の実績が多い提案者を、実績においても同数が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を優先交渉者とする。それでも同点の場合は、くじ引きで決定する。
- 3 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から 5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった 場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(失格条項等)

- 第6条 企画提案書提出者が、次の各号の一に該当する場合、企画提案書は無効とする。
 - (1) 企画提案書の提出方法,提出先,提出期限に適合しないもの。
 - (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
 - (6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
 - (7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受注者の決定及び選定結果の通知)

- 第7条 委員会は,第5条第3項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

(事務局等)

第9条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、環境部環境計画課において担当 する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。